

青梅市農業振興計画

別 紙

(農業経営基盤強化促進基本構想)

平成18年6月 策定

平成23年3月 変更

平成26年9月 変更

平成28年3月 変更

令和 5年9月 変更

令和 8年3月 変更

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農家数の目標

令和2(2020)年度の総農家数は604戸であり、平成17(2005)年から減少傾向が続いているが、第四次青梅市農業振興計画に基づく農業振興施策を講じることにより、10年後の令和17(2035)年度の農家数目標を概ね500戸と設定します。

表別-1 農家数の推計 (単位：戸)

年度	平成17 (2005)年	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	令和7 (2025)年 (推計)	令和17 (2035)年 (推計)
農家戸数	879	835	697	604	534	500

2 農地面積の目標

令和2(2020)年度の農地面積は440haであり、平成17(2005)年度から減少傾向が続いているが、第四次青梅市農業振興計画に基づく農業振興施策を講じることにより、10年後の令和17(2035)年度の農地面積目標は400haと設定します。

表別-2 農地面積の推計 (単位：ha)

年度	平成17 (2005)年	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	令和7 (2025)年 (推計)	令和17 (2035)年 (推計)
農地面積	533	485	472	440	413	400

3 認定農業者および認定新規就農者数の目標

令和7年度の認定農業者数は46経営体、認定新規就農者の新たな認定は1年に平均で2経営体であり、今後は農家数の減少に伴う認定農業者数の減少はあるものの、認定農業者および認定新規就農者制度のさらなる周知などを行うことにより、10年後の令和17年度の認定農業者数の目標は60経営体、認定新規就農者数の目標は1年に平均3経営体を確保することを設定する。

表別-3 認定農業者の認

年度	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
経営体数	41	34	34	35	37	44	34	39	42	46
個人	34	25	24	24	24	32	22	23	27	30
共同	6	7	8	8	8	9	9	12	12	11
法人	1	2	2	3	3	3	3	4	3	5
農業者数	47	42	43	44	44	54	44	53	56	59
男	40	34	34	34	34	42	31	37	41	40
女	6	6	7	7	7	9	10	12	12	14
法人	1	2	2	3	3	3	3	4	3	5

※共同は家族協定を締結している経営体 各年4月1日時点の数値

表別-4 認定新規就農者の新規認定状況

年度	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	累計
経営体数	2	4	2	1	2	2	2	3	2	0	20
個人	2	3	1	1	2	2	1	2	2	0	16
共同	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	3
法人	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
農業者数	2	5	2	1	2	2	3	4	2	0	23
男	2	3	1	0	1	2	1	3	2	0	15
女	0	2	0	1	1	0	2	1	0	0	7
法人	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1

※R7年4月1日時点で認定期間が残っている数：10経営体12人

4 労働時間と農業所得の目標

(1) 労働時間

労働力は、主たる従事者1人と補助的従事者1人からなる家族経営を基本とし、パートタイマーを中心とする雇用労働力やボランティアなどの活用も考慮する。労働時間については、農業者の健康や余暇時間を確保する観点から、農作業の省力化対策を積極的に進めるとともに、経営に合わせた雇用やボランティアなどの活用により、主たる従事者1人当たりの年間労働時間は、概ね1,800時間と設定する。

(2) 農業所得目標

年間農業所得目標については、中核的な農家は、本地域の農業をリードする経営体とし、他産業従事者と遜色のない水準を確保することを目標に、概ね年間1,000万円とする。また、経営基盤や地域の社会的条件、担い手の年齢などに応じて、経営モデルに示す営農類型の組み合わせにより、300万円以上と設定する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

ア 青梅市の認定新規就農者の新たな認定は1年に平均で2経営体であり、ほぼ横ばいの状況となっています。今後、担い手の高齢化や、農業従事者の減少を考慮すると、将来にわたって市の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

イ 東京都農業振興基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、青梅市においては年間3人の当該青年等の確保を目標とする。

ウ 青梅市およびその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業所得を主として生計が成り立つ年間農業所得（第2に示す効率的かつ安定的な農業経営のうち、農業所得300万円のもの）を目標とする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた青梅市の取組

青梅市における新規就農者への支援体制については、都の農業経営・就農支援センターで就農支援を担う公益財団法人東京都農林水産振興財団および東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図る。また、技術指導および経営指導については、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に青梅市および周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、青梅市における主要な営農類型について次に示す。

表 別-5 育成すべき主要営農類

番号	分類	営農類型	経営耕地 (施設面積) 作付面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	農業所得 (万円)	主な施設・ 機械
1	野菜	施設野菜に特化した経営	50 (施設30) 130	2 + 雇用1	トマト、キュウリ、ホウレンソウ、コマツナ等	1,000	ガラス温室、自動カーテン、暖房機、トラクター
2	野菜	多品目野菜による直売経営	80 (施設10) 120	2	トマト、ナス、キュウリ、ダイコン、ホウレンソウ、スイートコーン等	600	パイプハウス、予冷庫、トラクター、播種機、動力噴霧器
3	水稲 + 野菜	露地野菜および稲作を中心とした経営	150 (施設20) 220	2 + 雇用1	キャベツ、コマツナ、米、ブロッコリー、ニンジン、トマト、ネギ等	600	パイプハウス、トラクター、コンバイン、田植え機
4	野菜	共同直売所を利用した経営	50 75	2	トマト、キュウリ、ダイコン、ジャガイモ等	300	トラクター、動力噴霧器
5	茶	小売り販売を主とした生葉・製茶の一貫経営	150 (施設0) 150	2	茶	700	乗用摘採機、防霜ファン、製茶機器、販売施設
6	果樹	ウメ、ユズ、カキ等の生産と加工、販売を主とした経営	60 (施設0) 60	2	ウメ、梅干し、ユズ、カキ	300	加工施設、直売施設
7	花き	契約花壇苗と直売野菜苗を中心とした苗物経営	70 (施設10) 110	2	花壇苗、野菜苗(タマネギ、ネギ、ジャガイモ、サトイモ等)	450	鉄骨温室、パイプハウス、播種機、砕土機
8	植木	緑化木を主とした植木・造園経営	200 (施設5) 200	3	ハナミズキ、コニファー類、ツツジ類、コンテナ植木等	700	鉄骨温室、パイプハウス、バックホー
9	複合	観光農園と直売、レストラン等を組み合わせた複合経営	80 (施設0) 80	2 + 雇用0.5	ブルーベリー、きのこ類等	1,000	加工施設、販売施設、食体験施設
10	畜産	高品質化やブランド畜産物の生産と有用資源の効率的な循環を目指した畜産経営	搾乳牛30頭	2	生乳	1,000	畜舎、ふん尿処理施設、トラクター、ショベルカー、トラック
			飼育豚1,200頭/年 (出荷頭数)	2 + 雇用1	肉豚	1,000	
			採卵成鶏25,000羽	3.5	鶏卵	2,000	
			烏骨鶏200羽	1	烏骨鶏卵	150	

注:本市の認定農業者の認定については、農業所得目標を300万円以上に設定する。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に青梅市および周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、青梅市における主要な営農類型については、第2に示す営農類型のうち農業所得300万円を目標とする経営モデルを指標とする。

第4 第2および第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保および育成に関する事項

1 農業を担う者の確保および育成の考え方

青梅市は、農畜産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度およびそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、援農ボランティア制度の充実、高齢者および非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、青梅市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者な

ど農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 青梅市が主体的に行う取組

青梅市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業経営・就農支援センター、農業改良普及センターおよび農業協同組合等と連携して、就農等希望者に対する情報提供等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農準備から就農後の定着まで一貫したサポートが受けられるよう、青梅市は各関係団体およびサポーターになる農業者と連携し、営農面から生活面までのさまざまな相談への対応ができる体制を構築する。

そのほか、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう他の農業者との交流の場を設けるなどの配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

さらに青梅市担い手育成総合支援協議会を運営し、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、国、都および市独自の新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。加えて、同協議会では新たな担い手の確保および育成のために必要な政策について協議を行う。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

青梅市は以下の関係機関等と連携および役割分担により、青梅市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談

対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を実施する。

- (1) 農業経営・就農支援センターは就農に向けた情報提供や就農相談を行う。
- (2) 東京都農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は農地等の確保に関する情報提供や紹介・あっせんを行う。
- (3) 農業改良普及センターはフレッシュ&Uターンセミナーへの参加の促進、農業協同組合は直売施設への出荷の促進を行うとともに、就農後の営農指導等を行う。
- (4) 農業委員会は地域農業の担い手として新規就農者を育成する体制を強化するため、営農等に関する相談・助言等を行うほか、市内の新規就農者同士の交流を促す。
- (5) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチングおよび農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

青梅市は、担い手育成総合支援協議会および農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、東京都および農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、東京都および農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に

関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアおよび面的集積についての目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

- (1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

表 別-6 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
20.6%	

農家意向調査および東京農業振興プランを参考に、農家戸数および農地面積を設定した経営体モデルをもとに、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農地面積を算定すると75ha（認定農業者46経営体+認定新規就農者10経営体=計56経営体（現状）、認定農業者60経営体+認定新規就農者15経営体=計75経営体（10年後の目標値）1経営体あたり平均1.1ha耕作するとして、75経営体×1.1ha=82.5ha）となり、令和17年度の農地面積400haに対する割合は20.6%（82.5ha/400ha×100%）となる。

- (2) 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農業経営基盤強化促進事業等の実施により、効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、青梅市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、認定農業者等担い手への農用地の集積化を加速する。

その際、青梅市は、関係機関および関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

青梅市は、東京都が策定した「東京都農業振興基本方針」に即しつつ、青梅市農業の地域特性、すなわち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

青梅市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

1 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに設定し、開催に当たっては、青梅市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、青梅市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、都、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手および受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を青梅市農林水産課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定す

ることとする。

青梅市は、地域計画の策定に当たって、都・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

青梅市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用および農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有および利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置および農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ロ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(ハ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げる全ての事項についての実行方を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款または規約および構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。)様式第4号の認定申請書を青梅市に提出して、農用地利用規程について青梅市の認定を受けることができる。

イ 青梅市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の規定による認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(ウ) (4)のアの(イ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

(エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 青梅市は、イの認定をしたときは、その旨および当該認定にかかる農用地利用規程を青梅市の掲示板への提示により公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人または特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有および利用の現況および将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農

業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等または農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)または当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款または規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するもの)に限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人または特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(ア) 特定農業法人または特定農業団体の名称および住所

(イ) 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等および農作業の委託に関する事項

ウ 青梅市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定をする。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が、(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等または農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出にかかる農用地について利用権の設定等もしくは農作業の委託を受けること、または特定農業団体が当該申出にかかる農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

ア (5)のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原にもとづき使用および収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等または農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程にもとづき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人および特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等または農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 青梅市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 青梅市は、(5)のアに規定する団体または当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、青梅市担い手育成総合支援協議会との連携を

図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

(1) 農作業の受委託の促進

青梅市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織または農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域および作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託または委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) その他の農作業の受委託のあっせん等

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備

を図る。

4 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

青梅市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

青梅市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成およびこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合および土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、青梅市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、青梅市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

付 則

- 1 この基本構想は、平成18年6月12日から施行する。

- 2 この基本構想は、平成23年3月31日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成28年3月30日から施行する。
- 5 この基本構想は、令和5年9月30日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和8年4月1日から施行する。